

本会在指定するGⅡ競走における特別出走奨励金交付基準

平成27年1月1日設定

平成28年1月1日改正

平成29年1月1日改正

(目的)

第1条 この基準は、3(4)歳以上のGⅡ競走（芝コースにおいて行う距離1,800メートル以上の競走に限る。）における、安定的な出走頭数の確保および競走内容の充実を図るため、同競走に出走した馬の馬主（共有馬にあつては共有代表馬主。以下同じ。）に対して、特別出走奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準で定める特別出走奨励金とは、次条で定める交付対象競走を競馬番組一般事項Ⅷの6の(3)の競走と指定し、同Ⅷの6の(1)と別に交付する出走奨励金をいう。

(交付対象競走)

第3条 特別出走奨励金の交付対象競走は、別表のとおりとする。なお、出馬投票締切後に一般事項Ⅶの3に定めるところにより馬場を変更した場合は、出馬投票締切時の馬場および競走距離により交付する。

(交付対象者)

第4条 次に掲げる要件の全てに該当した馬が交付対象競走に出走し第10着以内の着順を得なかったとき、当該馬の馬主に対し、次条で定める特別出走奨励金を交付する。

- (1) 交付対象競走に出走したときに、本会の競走馬登録（日本中央競馬会競馬施行規程（平成19年日本中央競馬会理事長達第28号）第28条及び第29条によるものを除く。）を受けている馬
- (2) 該当する競走条件がオープン競走または1,600万円以下競走の馬

(特別出走奨励金の額)

第5条 特別出走奨励金の額は、交付対象馬の該当する競走条件に応じて次のとおりとする。

- (1) 該当する競走条件がオープン競走の馬 100万円
- (2) 該当する競走条件が1,600万円以下競走の馬 50万円

(不交付要件)

第6条 第4条の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合には交付しない。

- (1) 失格したときまたは裁決委員が不相当と認めたとき。
- (2) 当該競走において最下位の着順となった馬が、当該競走の第1着馬の競走に要した時間より、中山記念、毎日王冠およびアイルランドトロフィー府中牝馬ステークスにあつては4秒、その他の競走にあつては5秒を超えて決勝線に到達したとき。

ただし、裁決委員がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

(3) 競走蹄鉄（装着時のでき上り厚さ9ミリ以下、最大部分の幅22ミリ以下、重さ125グラム以下のもの）を使用しないで出走したとき。ただし、裁決委員が肢蹄保護のためやむを得ないと認めたときはこの限りでない。

(4) 馬主が当該馬に関して競馬関与停止以上の処分を受けたとき。

別表

日経新春杯	札幌記念
アメリカジョッキークラブカップ	産経賞オールカマー
農林水産省賞典京都記念	毎日王冠
中山記念	農林水産省賞典京都大賞典
金鯨賞	アイルランドトロフィー府中牝馬ステークス
阪神大賞典	アルゼンチン共和国杯
日経賞	スポーツニッポン賞ステイヤーズステークス
農林水産省賞典目黒記念	

附 則

この基準は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年1月1日から施行する。